

●香川県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年7月8日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市亀田南町字上沖174番 2地先から	前	8.7~11.6	136	道路局部改修事業に伴う 現道拡幅
高松市亀田南町字上沖155番 1地先まで	後	10.5~12.3	136	